流域治水施策集について（情報提供）

記者発表資料

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令 和 4 年 12 月 15 日
水管理・国土保全局　治水課

流域治水施策集をまとめました
～「流域治水」の実践に向けて、流域の関係者に共有・活用します～

近年、毎年のように全国各地で大雨による被害が生じていますが、これまで取り組んできた堤防整備や河道掘削、ダム建設・再生等の河川整備は着実に効果が発現してきており、流域の自治体等において設置された雨水貯留施設等により一定量の雨水が河川へ流入することを防いだ事例も報告されています。

国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。

本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただきます。

〈流域治水施策集の特徴〉
①施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
②流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等をとりまとめ

流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等の一覧化（目次）

各施策の説明ページの例

流域治水施策集　URL

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html

国土交通省水管理・国土保全局　治水課　　課長補佐　　萩原　健介（内線：35-542）
企画調整係長　永田　佳之（内線：35-543）
代表　03-5253-8111、直通　03-5253-8452、FAX　03-5253-1604

表紙

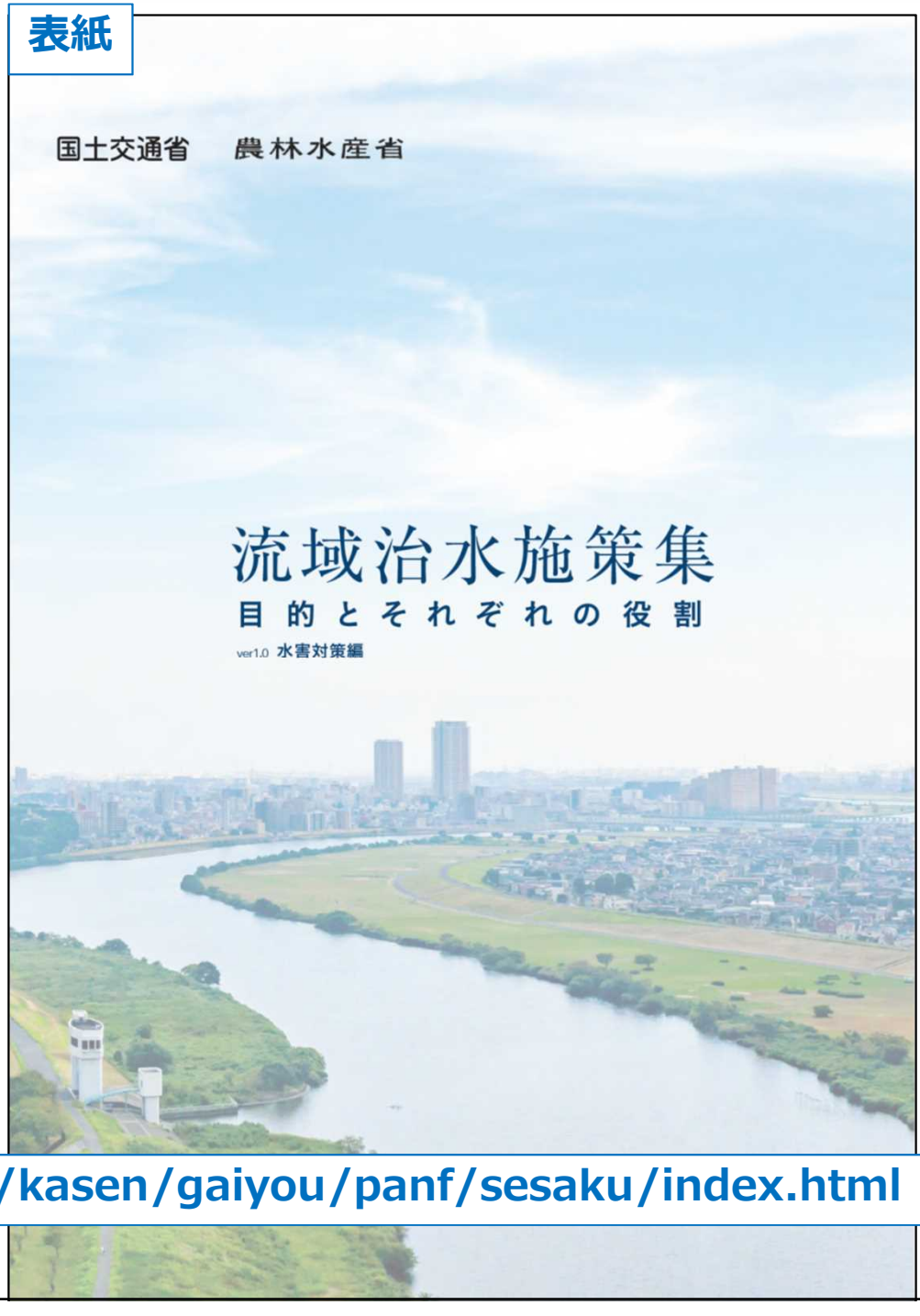

流域治水施策集について（情報提供）

目次

流域治水施策集

河川区域の対策　集水域の対策　氾濫域の対策

流域治水の役割分担

	目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	●河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業 等	p.7
		#2 ダム事前放流	●ダム管理者	河川法、個別の法令等 （電気事業法、土地改良法、水道法等）	ダム洪水調節機能協議会 （治水協定）	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
		#3 排水施設・ポンプ（河川）	●河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.10
	内水の排除 （排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）	#4 排水施設・ポンプ（下水道）	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 等	p.11
		#5 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	●国・都道府県 ●農業水利施設管理者 等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業 等	p.12
		#6 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	●施設管理者	-	-	-	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）	●市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設（下水道）	●下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業 等	p.15
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設（民間施設）	●民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業 等	p.16
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	●市町村・都道府県 ●農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業 等	p.17
	農地等の浸水の防止	#11「田んぼダム」	●農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金 等	p.18
	貯留機能の保全（浸水の許容）	#12 貯留機能保全区域	●都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	●都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
		#14 災害危険区域	●市町村・都道府県	建築基準法（規制内容は条例で規定）	-	-	p.22
	既存の住居に対し、住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 （嵩上げ・ピロティ化等）	●市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
	既存の住居に対し、移転を促す	#16 住居の集団移転	●市町村	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
		#17 住居の個別移転	●市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
	防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	●市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業 等	p.26
	高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	●市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
	氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）	●水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保（平時）	#21 リスク空白域の解消 （浸水想定区域・ハザードマップ）	●河川管理者 ●下水道管理者 ●市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業 等	p.30
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	●市町村 ●施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	-	p.31
	避難の確保（災害時）	#23 迅速・円滑な避難 （避難のための情報発信）	●市町村 ●個人 ●気象庁 ●河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	-	p.32
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策（耐水化・止水壁等）	●市町村・都道府県 ●民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 （減災に係る取組方針）	下水道浸水被害軽減総合事業 等 固定資産税の特例措置	p.33
	災害復旧（洪水氾濫の防止）	#25 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）	●河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	（流域治水型災害復旧）	河川等災害復旧事業	p.34

施策コラム①霞堤の活用 … p.9　施策コラム②特定都市河川 … p.19　施策コラム③水害リスクマップ … p.28

※根拠法令等には関連法令も含む

流域治水施策集について（情報提供）

事例紹介

流域治水施策集

1 氾濫を防ぐ･減らす ―― 洪水氾濫の防止

#1 河道掘削･築堤･引堤･放水路、ダム･遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令･計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算･税制

（直轄）
一般河川改修事業
直轄ダム建設事業　等
（補助・交付金）
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業　等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業　　等

技術的支援

・河川管理施設等構造令
・河川砂防技術基準
・ダム・堰施設技術基準（案）
・工作物設置許可基準
・河川堤防設計指針

施策の内容

概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

・洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
・洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。

引堤（石川県梯川水系梯川）

河道掘削（鹿児島県川内川水系羽月川）

立野ダムの整備（熊本県白川水系白川）

施策の効果（事例）

・梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和４年８月の大雨時において、能美大橋付近（石川県小松市能美町）では水位を約2.7m低下させ、梯川本川からの越水を回避したと推定しています。

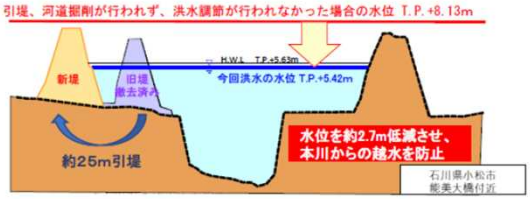

施策推進のポイント

・短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。

・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

#11 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令･計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援

予算･税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金　等

技術的支援

・「田んぼダム」の手引き
（令和４年４月　農林水産省農村振興局整備部）

農水省ウェブサイトに掲載

施策の内容

概要

・「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
・水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】　【「田んぼダム」を未実施】

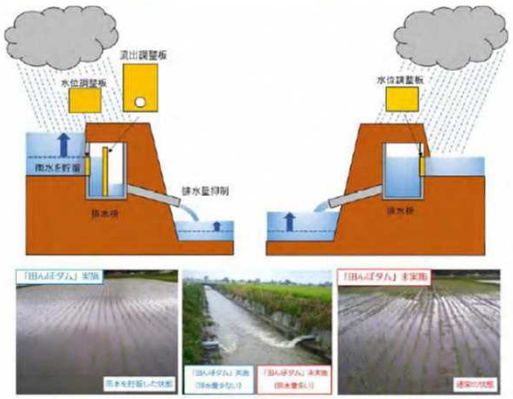

施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現（新潟県見附市の取組）

・取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げて「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいます。
・そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのことです。
・「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
・「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500 円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。

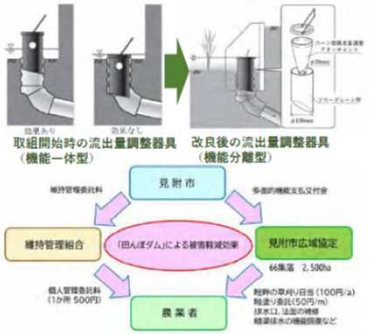

見附市の「田んぼダム」支援スキーム